

東京都愛玩動物看護師養成所指導要綱

令和4年1月11日3福保健環第1080号

(目的)

第1条 この指導要綱は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）、愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下「指定規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、愛玩動物看護師養成所（以下「養成所」という。）の指定及び指定内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化及び円滑化並びに養成所の適正な運営の確保を目指すことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、養成所とは、法第31条第2号に規定する養成所及び法附則第2条第1項1号ハ及びニに規定する養成所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、第1条に掲げる法令及びその他通達において使用する用語の例による。

(指定申請の手続)

第3条 指定規則第2条第1項に基づき養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、以下の区分ごとに、別に定める申請書等を知事に提出すること。

(1) 法第31条第2号に基づく養成所

授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。ただし、令和4年4月から開始する場合は、令和4年5月31日までに提出すること。

(2) 法附則第2条第1項1号ハ及びニに基づく養成所

既卒者・在学者に対し愛玩動物看護師国家試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験資格を得るために必要な講習会を受講させることを希望する養成所にあつては、その講習会の開催される年の前年の12月末日までに提出すること。ただし、既卒者・在学者に対し令和4年度に開催される講習会を受講させることを希望する養成所にあつては、令和4年2月28日までに提出すること。

(変更承認及び届出の手続)

第4条 知事の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の設置者は、指定規則第3条第1項に規定される事項を変更しようとするときは、変更を行おうとす

る日の3か月前までに別に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

2 指定養成所の設置者は、指定規則第3条第3項に規定される事項に変更があったときは、1月以内に知事に届出を提出すること。

(報告)

第5条 指定養成所の設置者は、指定規則第5条に規定する事項について、別に定める報告書を毎学年度開始後2月以内に知事に報告すること。

(指定取消申請の手続)

第6条 指定養成所について、知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、指定の取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、指定規則第8条に規定される事項を記載した、別に定める申請書を知事に提出すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、養成所の指導に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。